

## 障害児支援の強化関係Q&A 一部訂正

平成 23 年 8 月 30 日

訂正後	訂正前
<p>答2) 障害児の保護者については、附則第 26 条の規定により旧法による施設給付決定を受けている場合は、施行日に新法による入所給付決定を受けているものとみなされます。しかし施行日に満 18 歳以上である障害者については、こうしたみなし規定はありませんので、<u>原則として、施行日（平成 24 年 4 月 1 日）までに市町へ障害福祉サービスの利用に係る申請をし、支給決定を受ける必要があります。</u></p> <p><u>なお、新児童福祉法附則第 35 条の規定により施行日（平成 24 年 4 月 1 日）までに申出を行った場合、障害程度区分の認定等の手続きを省略して、支給決定を受けることが可能です。</u></p>	<p>答2) 障害児の保護者については、附則第 26 条の規定により旧法による施設給付決定を受けている場合は、施行日に新法による入所給付決定を受けているものとみなされます。しかし施行日に満 18 歳以上である障害者については、こうしたみなし規定はありませんので、<u>附則第 35 条の規定により、施行日（平成 24 年 4 月 1 日）までに市町へ障害福祉サービスの利用に係る申出が必要となります。</u></p>